

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、株式会社ヨドセイから、以下のとおりロックアウト（作業所閉鎖）を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 6 年 3 月 23 日以降

2 場所

自治労・ヨドセイ労働組合の組合員が従事する株式会社ヨドセイの別記の職場

3 目的

自治労・ヨドセイ労働組合が賃金引上げ等の要求に関して行うストライキ等の争議行為に対抗するため

令和 6 年 3 月 21 日

厚生労働大臣 武見 敬三

別記

和光事務所（埼玉県）、本社及び池袋営業所、品川管理所（以上、東京都）